

(様式7)

関係資料の貸与依頼書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者
大阪市デジタル統括室長 様

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

商号又は名称

代表者
(又は受任者)
役職・氏名

次のとおり、関係資料の貸与を希望します。
なお、資料の貸与にあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

1 案件名称

大阪市統合プラットフォームを活用した案件管理・連携サービス（財務事務）構築及び運用保守業務委託

2 依頼事項

関係資料の貸与

3 貸与資料

- ・調達仕様書別紙
- ・大阪市統合プラットフォーム及び庁内データブリッジに係る各種仕様・設計書・ガバナンスルール・ガイドライン等

4 遵守事項

第1条（利用の目的）

当社は、当該案件の入札参加の目的（以下「本目的」という。）のためにのみ、関係資料の貸与を受けるものであり、本目的以外の目的のために情報を利用しません。

第2条（秘密の保持）

- 当社は、貸与された関係資料の情報（以下「本情報」という。）を秘密として保持するものとし、次項に定めるもののほか、第三者に対し開示しません。
- 当社は、本目的を達成するため必要な範囲及び適切な方法で、当社以外（以下「協力会社等」という。）に対して本情報の開示を行います。協力会社等においても本遵守事項を遵守させ、開示した本情報に対する責任は当社が負うこととします。
- 本目的を達するためであっても、本情報の必要以上のデータ化及びデータ化した本情報のコピー、印刷等を行わず、生成AIへ入力しません。また、データ化及び印刷等した本情

(様式7)

報は適切に管理を行い、第5条に基づき、適切に処理を行います。

第3条（損害の補償）

本情報の第三者への流出が認められた場合は大阪市の調査に協力するとともに、万が一、当社の責められるべき事実により大阪市へ損害を与える事態となった際には、最大限の補償を行います。

第4条（期間）

前条までに定める秘密の保持は、本目的の達成後も当社において存続するものとします。

第5条（本情報の返却等）

本情報は、本目的達成後、大阪市へ返却するとともに、データにより貸与された場合は、当該データを削除します。また同時に、データ化及びデータ化した本情報のコピー、印刷等した資料は適切な方法により速やかに廃棄を行い、廃棄が完了した旨を大阪市へ文書で報告します。なお、大阪市から別に返却及び廃棄の指示を受けたときは、その指示に従います。